

令和3年度 第2回 医師国保通常組合会 ＜書面開催＞

令和4年2月3日開催の理事会にて、「まん延防止等重点措置が令和4年2月20日まで延長され、措置の対象が県内全域に拡大されたことから、2月17日開催の第2回通常組合会を書面開催とする」ことを決定した。

初の書面開催にあたり、組合会議員に資料（議案書、参考資料、説明資料、賛否意見書等）を事前に送付し、後日、賛否意見書の提出をもって、組合会に代えることとした。

議案審議

承認事項

承認第1号 「理事の専決処分」事項について

産科医療補償制度の掛金の改定にともない、出産育児一時金が見直された。

令和3年8月19日に厚労省から国保組合格約例の一部改正が示されたため、本組合の規約も改正。

規約の改正は組合会の議決事項であるが、施行日が令和4年1月1日のため、国民健康保険法第25条（理事の専決処分）の第2項に該当するとして、第15回理事会（令和3年12月16日開催）において「理事の専決処分」とし、規約第14条の改正を議決。

また、第3項に「その後最初に招集される組合会に報告しなければならない」と定められている。

新旧対照表において、現行規約中の1万6千円が産科医療補償制度対象分娩の場合に加算される額となるが、改正規約のとおり1万2千円に引き下げられ、出産費用については40万4千円から40万8千円に改正。

参加者

組合会議員

大島郡	野村 壽和	萩 市	綿貫 篤志
玖珂	山下 秀治	徳山	津永 長門
熊毛郡	吉村伸一郎	徳山	小野 薫
吉南	弘中 克己	徳山	高木 昭
美祢郡	竹尾 善文	防府	木村 正統
下関市	飴山 晶	防府	村田 敦
下関市	帆足 誠司	下松	山下 弘巳
下関市	綾目 秀夫	岩国市	小林 元壯
下関市	伊藤 裕	岩国市	西岡 義幸
下関市	神田 岳	山陽小野田	藤村 嘉彦
宇部市	黒川 泰	山陽小野田	伯野 卓
宇部市	西村 滋生	光市	廣田 修
宇部市	土屋 智	柳井	弘田 直樹
宇部市	矢野 忠生	長門市	半田 哲朗
山口市	成重 隆博	美祢市	札幌 博義
山口市	林 大資		

役員

理事長	河村 康明	理事	縄田 修吾
副理事長	今村 孝子	監事	藤野 俊夫
副理事長	加藤 智栄	監事	篠原 照男
常務理事	沖中 芳彦	監事	岡田 和好
常務理事	長谷川奈津江		
法令遵守担当理事	伊藤 真一		
理事	清水 暢		
理事	中村 洋		
理事	前川 恭子		
理事	郷良 秀典		
理事	河村 一郎		
理事	白澤 文吾		
理事	山下 哲男		
理事	上野 雄史		
理事	藤原 崇		
理事	茶川 治樹		

新旧対照表

現 行	改 正
(出産育児一時金) 第14条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。 ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに1万6千円を加算するものとする。	(出産育児一時金) 第14条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。 ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに1万2千円を加算するものとする。
2 (略)	2 (略)

よって、産科医療補償制度対象分娩の場合、42万円の支給総額に変更はない。

以上の規約改正について、知事より認可を受け、令和3年12月20日に郡市医師会長宛に通知し、被保険者への周知を依頼。

承認第2号 選挙規程の一部改正について
承認第3号 組合会議員の数の算定基準等に関する内規の一部改正について

[関連する事項として一括]

令和3年12月1日現在の甲種組合員数で算定した議員数が、甲種組合員数の減少により国民健康保険法に規定する議員数30人を下回ることから、第15回理事会(令和3年12月16日開催)において、算定方法の変更について協議し、決定した。

この変更に伴い、選挙規程及び組合会議員の数の算定基準等に関する内規の一部を改正することを議決。

各選挙区毎の議員数を「甲種組合員50人毎に

新旧対照表

現 行	改 正																																																																																								
(総旨) 第1条 組合会議員(以下「議員」という。)の選挙並びに理事及び監事の選任については、法令及び規約に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。 (議員の選挙及び選挙区) 第2条 議員は、各選挙区において甲種組合員の中から甲種組合員によって選挙する。 2 選挙区は、各郡市医師会の地区とする。 (選挙区ごとの議員の数) 第3条 各選挙区の議員の数は、次の表のとおりとする。 2 前項に定める各選挙区ごとの議員の数は、各選挙区における甲種組合員の数に大きな変動があった場合等特別の事由がないかぎり変更しないものとする。 (補充選挙) 第4条 議員が辞任等により欠けたときは、すみやかに補充選挙を行わなければならない。 (役員を選任) 第5条 理事及び監事は、山口県医師会の理事及び監事をもってこれに充てるものとする。	(総旨) 第1条 (略) (議員の選挙及び選挙区) 第2条 (略) (選挙区ごとの議員の数) 第3条 (略) (補充選挙) 第4条 (略) (役員を選任) 第5条 (略)																																																																																								
第3条中の表	第3条中の表																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大島郡医師会</td> <td>1</td> <td>徳山医師会</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>玖珂医師会</td> <td>1</td> <td>防府医師会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>熊毛郡医師会</td> <td>1</td> <td>下松医師会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>吉南医師会</td> <td>1</td> <td>岩国市医師会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>美祿郡医師会</td> <td>1</td> <td>山陽小野田医師会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>下関市医師会</td> <td>5</td> <td>光市医師会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>宇部市医師会</td> <td>4</td> <td>柳井医師会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>山口市医師会</td> <td>2</td> <td>長門市医師会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>萩市医師会</td> <td>1</td> <td>美祿市医師会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	議員数	選挙区	議員数	大島郡医師会	1	徳山医師会	3	玖珂医師会	1	防府医師会	2	熊毛郡医師会	1	下松医師会	1	吉南医師会	1	岩国市医師会	2	美祿郡医師会	1	山陽小野田医師会	2	下関市医師会	5	光市医師会	1	宇部市医師会	4	柳井医師会	1	山口市医師会	2	長門市医師会	1	萩市医師会	1	美祿市医師会	1			計	31	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大島郡医師会</td> <td>1</td> <td>徳山医師会</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>玖珂医師会</td> <td>1</td> <td>防府医師会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>熊毛郡医師会</td> <td>1</td> <td>下松医師会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>吉南医師会</td> <td>1</td> <td>岩国市医師会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>美祿郡医師会</td> <td>1</td> <td>山陽小野田医師会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>下関市医師会</td> <td>5</td> <td>光市医師会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>宇部市医師会</td> <td>4</td> <td>柳井医師会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>山口市医師会</td> <td>3</td> <td>長門市医師会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>萩市医師会</td> <td>1</td> <td>美祿市医師会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	議員数	選挙区	議員数	大島郡医師会	1	徳山医師会	3	玖珂医師会	1	防府医師会	2	熊毛郡医師会	1	下松医師会	1	吉南医師会	1	岩国市医師会	2	美祿郡医師会	1	山陽小野田医師会	1	下関市医師会	5	光市医師会	1	宇部市医師会	4	柳井医師会	1	山口市医師会	3	長門市医師会	1	萩市医師会	1	美祿市医師会	1			計	31
選挙区	議員数	選挙区	議員数																																																																																						
大島郡医師会	1	徳山医師会	3																																																																																						
玖珂医師会	1	防府医師会	2																																																																																						
熊毛郡医師会	1	下松医師会	1																																																																																						
吉南医師会	1	岩国市医師会	2																																																																																						
美祿郡医師会	1	山陽小野田医師会	2																																																																																						
下関市医師会	5	光市医師会	1																																																																																						
宇部市医師会	4	柳井医師会	1																																																																																						
山口市医師会	2	長門市医師会	1																																																																																						
萩市医師会	1	美祿市医師会	1																																																																																						
		計	31																																																																																						
選挙区	議員数	選挙区	議員数																																																																																						
大島郡医師会	1	徳山医師会	3																																																																																						
玖珂医師会	1	防府医師会	2																																																																																						
熊毛郡医師会	1	下松医師会	1																																																																																						
吉南医師会	1	岩国市医師会	2																																																																																						
美祿郡医師会	1	山陽小野田医師会	1																																																																																						
下関市医師会	5	光市医師会	1																																																																																						
宇部市医師会	4	柳井医師会	1																																																																																						
山口市医師会	3	長門市医師会	1																																																																																						
萩市医師会	1	美祿市医師会	1																																																																																						
		計	31																																																																																						

新旧対照表

現 行	改 正
(議員数の算定基準) 第1条 山口県医師国民健康保険組合選挙規程(以下「選挙規程」という。)第3条に規定する各選挙区ごとの議員の数については、甲種組合員の数50人までは1人、51人以上は50人又はその端数を増すごとに1人を加えた数を基準とする。 2 前項に規定する甲種組合員の数は、改選する前年度の12月1日で組合員台帳に登録された者の数とする。 (選出報告) 第2条 郡市医師会長は、その選挙区で選出した議員の氏名等を改選する年度の4月30日までに、別記様式により理事長に報告しなければならない。 2 郡市医師会長は、選挙規程第4条の規定により補充選出をした場合、前項に定める様式により、すみやかに理事長に報告しなければならない。	(議員数の算定基準) 第1条 山口県医師国民健康保険組合選挙規程(以下「選挙規程」という。)第3条に規定する各選挙区ごとの議員の数については、議員定数31人を各選挙区ごとの甲種組合員数を基に配分した数を目安とする。 2 (略) (選出報告) 第2条 (略)

加算する方式」から、「各選挙区ごとの甲種組合員数を基に、議員定数31人を配分」とし、「選挙規程第3条の表」中の山口市医師会議員数「2」を「3」に、山陽小野田医師会議員数「2」を「1」に改める。

令和3年12月1日から施行。ただし、任期が令和4年5月1日以降の組合会議員について適用とし、令和3年12月24日に各郡市医師会長宛てに通知し、改正後の定数による次期組合会議員の選出について依頼。

承認第4号 令和3年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画について

平成22年より、法令遵守の体制整備を国から求められ、本組合では、平成23年2月の組合会で規約改正及び基本方針の策定を議決。

この基本方針の中で、毎年度理事会において、「具体的な実践計画を策定し、組合会の承認を得ること」と規定しており、第17回理事会(1月20日開催)で令和4年度の実践計画を策定した。

1. 法令遵守マニュアルの策定では、組織体制を規定。
2. 法令遵守に関する指導・研修では、理事会の際にマニュアル等の確認等による研修を行っている。
3. 法令遵守のための管理については、担当職員の業務のあり方について記載。
4. 法令遵守関連情報の組織的な把握等、及び5. 不祥事故への対応体制では、役職員の役割等と報告・調査体制を定める。

令和4年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

令和4年1月20日 理事会議決

山口県医師国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和4年度の実践計画を次のとおり策定する。

- 1 法令遵守マニュアルの策定
2 法令遵守に関する指導・研修
3 法令遵守のための管理
4 法令遵守関連情報の組織的な把握等
5 不祥事故への対応体制
6 雑則

以上の実践計画に基づき、役職員ともに、国民健康保険法・番号法などの関係法令に沿って、厳正に業務運営を行う。

議決事項

議案第1号 令和4年度事業計画について

- 1. 保険給付は、本組合の主体的事業であり、疾病や負傷に対する療養の給付のほかに、療養費、高額療養費等、13項目にわたる各種給付事業を実施(全て継続事業)。
2. 保健事業における記載の7事業は、全て継続事業。
5. 被保険者証の更新は、3年ごとに行っており、令和4年が更新年にあたる。
6. 未就学児世帯支援補助事業は、国の新規補助事業。令和4年11月30日時点で未就学児がいる組合員に対し、1人あたり1万2千円を支給。補助額はすべて国が負担するため、組合の負担は無い。

令和4年度事業計画

- 1. 保険給付について
(1) 療養の給付
(2) 入院時食事療養費の支給
(3) 入院時生活療養費の支給
(4) 保険外併用療養費の支給
(5) 療養費の支給
(6) 訪問看護療養費の支給
(7) 特別療養費の支給
(8) 移送費の支給
(9) 高額療養費の支給
(10) 高額介護合算療養費の支給
(11) 出産育児一時金の支給
(12) 葬祭費の支給

③ 傷病手当金の支給

被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き10日を超えて休業・休職をしたときは、11日目から起算して最高180日間1日につき甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。

2. 保健事業について

(1) 健康診断事業の実施について

被保険者である甲種組合員と組合員の配偶者及び被保険者である乙種組合員の健康保持のため「健康診断」の奨励と助成金の支給を行う。また、特例措置として、後期高齢者組合員に対する「健康診断」の助成を行う。

なお、医療に従事する被保険者のB型肝炎予防対策としてHBs抗原・抗体検査の実施は健康診断の中で行う。

(2) 健康教育事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員に対して、健康に関する情報誌を配布する。

(3) 健康増進事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員の健康増進対策として、参加しやすいコースを設定し、教養面を加えたウォーキング大会を実施する。

(4) 特定健康診査、特定保健指導の実施について

平成20年度から医療保険者に義務付けされた「特定健診・保健指導」について第3期実施計画に基づき実施する。

(5) 死亡見舞金の支給について

後期高齢者組合員が死亡したときは、その遺族に対し死亡見舞金として10万円を支給する。

(6) 医療費通知の実施について

該当組合員に「医療費通知」を送付する（年1回）。

(7) ジェネリック差額通知の実施について

該当被保険者に「ジェネリック差額通知書」を送付する（年1回）。

3. 広報活動について

(1) 山口県医師会報に「国保組合欄」を設けて、本組合の広報に資する。

(2) 保険給付等について解説した「医師国保のしおり」を作成し、組合員に配布する。

4. 社会保障・税番号制度への対応について

オンライン資格確認等の対応としてシステム改修等を行う。

5. 被保険者証の更新について

現在発行している被保険者証の有効期限は、令和4年3月31日までとなっているので、令和4年4月1日付けで被保険者証を更新する。

6. 未就学児世帯支援補助事業について

令和4年度から国の補助事業として未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置が導入されることから、令和4年11月30日時点で未就学児がいる組合員に対し、当該未就学児の人数に応じた額を支給する。（1人当たり12,000円）

7. 月別事業計画

月	組合会・理事会	諸会議及び研修会
4	理事会	
5	理事会	全国国保組合協会中国四国支部総会・委託研修会
6	理事会	全国国保組合協会通常総会
7	理事会 監事会 組合会	全国国保組合協会職員研修会 中国四国医師国保組合連絡協議会 中国地方国保事務担当者研究協議会 全国医師国保組合連合会代表者会
8	理事会	
9	理事会	全国国保組合協会理事長・役員研修会 全国国保組合協会事務長研修会
10	理事会	全国医師国保組合連合会第60回全体協議会
11	理事会	全国国保組合協会保健事業推進担当者研修会 全国医師国保組合連合会事務長連絡会 第19回学びながらのウォーキング大会 全国国保組合協会被保険者全国大会
12	理事会	中国四国医師国保組合事務連絡会
1	理事会	全国国保組合協会事務長研修会
2	理事会 組合会	全国国保組合協会理事長・役員研修会
3	理事会	全国国保組合協会通常総会

議案第2号 令和4年度歳入歳出予算について

<歳入>

第Ⅰ款「国民健康保険料」は、被保険者の減少による見込み数を基に、10億3,522万6千円を計上。前年度予算額に対し5,919万円の減。

第Ⅱ款「国庫支出金」は1億2,717万2千円で、第1項「事務費負担金」、及び第2項の一部で厚労省が示した算出式による額を計上。

また、第2項には、医療費通知やジェネリック差額通知等の経費、及び全国国保組合協会開発の各種システム負担金に対する補助金も計上。

さらに、同項は事業計画で示した国の新規事業「特別調整補助金（未就学児世帯支援補助金）」100名分120万円も計上。

第Ⅲ款「共同事業交付金」は、全国国保組合協会が行う高額医療費共同事業に対する交付金として5,571万5千円を計上。令和3年度より1,195万5千円の増。

第Ⅳ款「財産収入」は、特別積立金等の利息として1万円計上。

第Ⅴ款「繰入金」は、1千円の科目存置。

第Ⅵ款「繰越金」は、令和3年度決算見込み差引残高が2億3,413万円となり、前年度予算額より約2,337万円の増。

第Ⅶ款「諸収入」は、令和2年度の被保険者数や医療費が見込みより減少したこと等により還付金が生じたため、支払基金から還付される1,582万6千円を計上。前年度予算額より約1,582万円の増。

以上、歳入の合計は、前年度より約0.2%、294万円減の14億6,808万3千円を計上。

<歳出>

第Ⅰ款「組合会費」は、令和3年度と同額を計上。

第Ⅱ款「総務費」は、役員報酬等、組合運営の事務費等として、前年度より62万3千円増の3,832万4千円を計上。

第Ⅲ款「保険給付費」において、令和3年度では、令和3年4月～10月診療分までの7か月分実績による推計値として、療養給付費見込額を6億234万6千円とした。この額に伸び率(対

前年度比) 101%を用い、4年度の療養給付費見込額で6億836万9千円を計上。

また、令和2年度決算では、新型コロナウイルス感染症の影響により療養給付費が4,000万円以上減少したが、令和3年度の決算見込みでは令和元年度以前の決算より増額となった。以上より、款全体として、歳出全体の約半分を占める6億9,606万9千円を計上し、前年度から1,740万6千円の増。

第IV款「後期高齢者支援金等」、第V款「前期高齢者納付金等」、第VI款「介護納付金」は、社会保険診療報酬支払基金に納付する額で、厚労省が示した算定手順により予算額を算出。3款あわせて3億5,870万1千円。

いずれも、令和2年度の被保険者数の減少等により前年度予算額を下回り、3款合計で約7,988万円の減。

第VII「共同事業拠出金等」は、7,119万3千円を計上。

「第1項 共同事業拠出金」は、高額医療費共同事業に対する拠出金で、国からこの事業を委託されている全国国保組合協会(全協)に支払う。

「第2項 共同事業負担金」では、全協のシステム導入費、及び社会保障・税番号制度におけるサーバーのランニングコスト等となり、厚労省が示した額となる。

第VIII款「保健事業費」は、「第1項 特定健康診査等事業費」において山口県国保連合会、及び山口県医師会が示した単価による各種手数料・委託料を含み、4,474万円を計上。

第IX款「積立金」において、特別積立金は1億7千万円、給付費等支払準備金は1億600万円を保有。保有額から法定積立額を差し引いた取り崩し可能額は、2つの積立金あわせて約9,764万円。法定積立額以上を保有していることから、新たな積立を行わず、款合計で100万1千円を計上。

第X款「公債費」は、科目存置として1千円を計上。

第XI款「諸支出金」では、前期高齢者納付金分補助金返還分と、新規事業の未就学児世帯支援分を合わせ、319万7千円増の319万9千円を

計上。

最後に歳入歳出を調整した結果、第XII款「予備費」として、前年度より5,205万7千円増の2億5,162万7千円を計上。

第1表 令和4年度歳入歳出予算

(単位:千円)

入		出	
款 項	金額	款 項	金額
I 国民健康保険料	1,035,226	I 組合会費	3,228
(1) 国民健康保険料	1,035,226	(1) 組合会費	3,228
II 国庫支出金	127,172	II 総務管理費	38,324
(1) 国庫負担金	3,141	(1) 総務管理費	37,824
(2) 国庫補助金	124,031	(2) 徴収費	500
III 共同事業交付金	55,715	III 保険給付費	696,069
(1) 共同事業交付金	55,715	(1) 療養諸費	614,277
IV 財産収入	10	(2) 高額療養費	61,686
(1) 財産運用収入	10	(3) 移送費	100
V 繰入金	1	(4) 出産育児諸費	10,506
(1) 準備金等繰入金	1	(5) 葬祭諸費	1,500
VI 繰越金	234,130	(6) 傷病手当金	8,000
(1) 繰越金	234,130	IV 後期高齢者支援金等	223,223
VII 諸収入	15,829	(1) 後期高齢者支援金等	223,223
(1) 預金利子	1	V 前期高齢者納付金等	14
(2) 雑収入	15,828	(1) 前期高齢者納付金等	14
		VI 介護納付金	135,464
		(1) 介護納付金	135,464
		VII 共同事業拠出金等	71,193
		(1) 共同事業拠出金	63,967
		(2) 共同事業負担金	7,226
		VIII 保健事業費	44,740
		(1) 特定健康診査等事業費	5,119
		(2) 保健事業費	38,621
		(3) 死亡見舞金	1,000
		IX 積立金	1,001
		(1) 積立金	1,001
		X 公債費	1
		(1) 一般公債費	1
		XI 諸支出金	3,199
		(1) 償還金及び還付加算金	3,199
		XII 予備費	251,627
		(1) 予備費	251,627
合計	1,468,083	合計	1,468,083

採決

組合会議員の賛否意見書提出により、全員賛成の意見を徴した。

これにより、全議案につき承認・可決決定とする組合会の決議があったものとみなし、書面開催を終了した。